

# 第 257 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和 6 年 3 月 26 日（火曜日）

午後 3 時 00 分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室

3 議 題

（1）委員の辞任

（2）知事許可漁業の許認可方針改正

（3）刺網等漁業の新規許可の方針

4 その他

## 知事許可漁業の許認可方針改正（案）の概要

### 1. 概要

大阪府では、漁業法に基づき知事が漁業の許可を行うときの審査基準として、漁業種類ごとに許認可方針を定めています。

このたび、いかかご漁業の許認可方針について、1メートルを超える大きさのかごを使用してはならない旨の規定を追加し、海区委員会指示でかごの大きさを定めているさかなかご漁業との整合を図ります。

なお、本規定については、平成 28 年に、いかかご漁業の許認可方針を策定した際、漁業者が直近に購入したいかかごの一部に長さ 1 メートルを超えるものがあったことから猶予期間をおきましたが、令和 5 年度のさかなかご実態調査の際に 1 メートルを超えるかごの使用が確認されなかったことを踏まえ、次回（令和 6 年 7 月 1 日）の許可更新に先立ち、許認可方針の改正を行うものです。

このほか、所要の規定整備を行います。

### 2. 改正内容

#### ■いかかご漁業の許認可方針

##### 【改正後】

第 7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。（法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条第 1 項）

- （1）かごは、長さ、幅、高さ又は直径（五角形以上の多角形においては最大直径）が 1 メートルを超えるものを使用してはならない。
- （2）複数の船舶で当該漁業の許可を得ている場合、当該漁業の操業は 1 隻で行うものとする。
- （3）他の漁種の操業を妨げないよう努めなければならない。
- （4）いか資源の保護に配慮するよう努めなければならない。

##### 【現行】

第 7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。（法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条第 1 項）

- （1）他の漁種の操業を妨げないよう努めなければならない。
- （2）いか資源の保護に配慮するよう努めなければならない。
- （3）複数の船舶で当該漁業の許可を得ている場合、当該漁業の操業は 1 隻で行うものとする。

■その他所要の規定整備

- ・まながつお 「黄色の閃光灯と黄色の標旗」→「白色の閃光灯と白色の標旗」
- ・いかかご 「第1種共同漁業権範囲内」→「第1種共同漁業権区域内」
- ・対人全部 「許可等をすべき船舶の数」→「許可等をすべき漁業者の数」
- ・地びき網 「大阪府地先海面」→「第1種共同漁業権区域内」 等

3. スケジュール

令和6年3月26日：大阪海区漁業調整委員会での協議

令和6年3月末：知事許可漁業の許認可方針改正

令和6年4月中旬：大阪府漁業協同組合連合会組合長会議への報告

水 第 1 4 7 9 号  
令和 5 年 7 月 6 日

各沿岸漁協代表理事組合長 様

大阪府環境農林水産部水産課長

大阪湾北部海域における刺網漁業等の操業に係る緊急措置について

日頃から、大阪府水産施策の振興にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、かねてから大阪湾北部海域における刺網漁業等の操業にあたっては、大型船の航路を確保した上で安全操業に努めていただくよう、大阪府漁連組合長会議等の場をお願いをしてきたところです。

しかしながら、現在も航路内に刺網等の漁具が多数設置され、大型船の航行に支障をきたす状態が続いているという情報や苦情が寄せられていることから、府としては、重大な事故が発生する前に、何らかの規制等の対応が必要であると考えています。

つきましては、下記のとおり緊急の措置を行いますのでお知らせします。

記

1 新規許可要望の一時停止

措置内容：当面の間、刺網漁業等の新規許可を公示しない（但し共同漁業権区域内で行う場合を除く。）

対象漁協：全漁業協同組合

対象漁業：刺網漁業等（囲刺網漁業、さわら流網漁業、つばす・すずき流網漁業、刺網漁業の 4 漁業）

措置期間：令和 5 年 7 月から 2 の調査結果を検証し一定の方針が定まるまで（検討の結果、新規要望の受付を再開しない場合もあります。）

2 刺網漁業等実態調査の実施

調査内容：アンケート及びヒアリングによる漁業実態の把握（使用漁具、稼働数、主に漁獲される魚種、操業海域等）

対象漁協：泉佐野漁協以北の漁業協同組合

調査時期：令和 5 年 7 月を予定

お問合せ先  
大阪府環境農林水産部水産課  
指導・調整グループ  
担当：新瀬、久保  
電話：06-6210-9939